

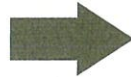
三重支部の加入者・事業主の皆さまへ

# 平成30年3月分(4月納付分)~の 協会けんぽの保険料率について お知らせします。

三重支部の健康保険料率は変更となります。  
介護保険料率も変更となります。  
皆さまのご理解をお願い申し上げます。

給与・賞与の  
**9.92%**  
平成30年  
2月分  
(3月納付分)  
まで

健康  
保険料率



給与・賞与の  
**9.90%**  
平成30年  
3月分  
(4月納付分)  
から

給与・賞与の  
**1.65%**  
平成30年  
2月分  
(3月納付分)  
まで

介護  
保険料率



給与・賞与の  
**1.57%**  
平成30年  
3月分  
(4月納付分)  
から

※ 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。  
※ 賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

(保険料額表は裏面をご覧ください)

なお、平成30年度の都道府県ごとの健康保険料率は、支部別に「引上げ」「据え置き」「引下げ」に分かれます。

## 特定保険料率・ 基本保険料率とは

健康保険料率(9.90%)のうち6.29%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.61%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

## 介護保険制度・ 介護保険料とは

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みであり、公費(税金)や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者(介護保険第2号被保険者)の介護保険料(労使折半)等により支えられています。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いします。

★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。

加入者の皆さま、お一人おひとりの健康の積み重ねが  
保険料率の上昇を抑える大きな力になります。



日本年金機構・全国健康保険協会 三重支部

(<http://www.nenkin.go.jp/>)

(<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)



# 平成30年3月分（4月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- ・健康保険料率：平成30年3月分～ 適用
- ・厚生年金保険料率：平成29年9月分～ 適用
- ・介護保険料率：平成30年3月分～ 適用
- ・子ども・子育て拠出金率：平成29年4月分～ 適用

(三重県)

(単位：円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				9.90%		11.47%		18.300%※	
等級	月額			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
		円以上	円未満						
1	58,000	～	63,000	5,742.0	2,871.0	6,652.6	3,326.3		
2	68,000	63,000	73,000	6,732.0	3,366.0	7,799.6	3,899.8		
3	78,000	73,000	83,000	7,722.0	3,861.0	8,946.6	4,473.3		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,712.0	4,356.0	10,093.6	5,046.8	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,702.0	4,851.0	11,240.6	5,620.3	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,296.0	5,148.0	11,928.8	5,964.4	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,890.0	5,445.0	12,617.0	6,308.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,682.0	5,841.0	13,534.6	6,767.3	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,474.0	6,237.0	14,452.2	7,226.1	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,266.0	6,633.0	15,369.8	7,684.9	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	14,058.0	7,029.0	16,287.4	8,143.7	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	14,850.0	7,425.0	17,205.0	8,602.5	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	15,642.0	7,821.0	18,122.6	9,061.3	28,914.00	14,457.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	16,434.0	8,217.0	19,040.2	9,520.1	30,378.00	15,189.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	17,226.0	8,613.0	19,957.8	9,979.9	31,842.00	15,921.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	18,018.0	9,009.0	20,875.4	10,439.7	33,306.00	16,653.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	18,810.0	9,405.0	21,793.0	10,899.5	34,770.00	17,385.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	21,780.0	10,890.0	25,234.0	12,617.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	23,760.0	11,880.0	27,528.0	13,764.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	25,740.0	12,870.0	29,822.0	14,911.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	27,720.0	13,860.0	32,116.0	16,058.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	29,700.0	14,850.0	34,410.0	17,205.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	31,680.0	15,840.0	36,704.0	18,352.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	33,660.0	16,830.0	38,998.0	19,499.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	35,640.0	17,820.0	41,292.0	20,646.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	37,620.0	18,810.0	43,586.0	21,793.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	40,590.0	20,295.0	47,027.0	23,513.5	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	43,560.0	21,780.0	50,468.0	25,234.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	46,530.0	23,265.0	53,909.0	26,954.5	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	49,500.0	24,750.0	57,350.0	28,675.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	52,470.0	26,235.0	60,791.0	30,395.5	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	55,440.0	27,720.0	64,232.0	32,116.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	58,410.0	29,205.0	67,673.0	33,836.5	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	61,380.0	30,690.0	71,114.0	35,557.0	113,460.00	56,730.00
35	650,000	635,000	665,000	64,350.0	32,175.0	74,555.0	37,277.5		
36	680,000	665,000	695,000	67,320.0	33,660.0	77,996.0	38,998.0		
37	710,000	695,000	730,000	70,290.0	35,145.0	81,437.0	40,718.5		
38	750,000	730,000	770,000	74,250.0	37,125.0	86,025.0	43,012.5		
39	790,000	770,000	810,000	78,210.0	39,105.0	90,613.0	45,306.5		
40	830,000	810,000	855,000	82,170.0	41,085.0	95,201.0	47,600.5		
41	880,000	855,000	905,000	87,120.0	43,560.0	100,936.0	50,468.0		
42	930,000	905,000	955,000	92,070.0	46,035.0	106,671.0	53,335.5		
43	980,000	955,000	1,005,000	97,020.0	48,510.0	112,406.0	56,203.0		
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	101,970.0	50,985.0	118,141.0	59,070.5		
45	1,090,000	1,055,000	1,115,000	107,910.0	53,955.0	125,023.0	62,511.5		
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	113,850.0	56,925.0	131,905.0	65,952.5		
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	119,790.0	59,895.0	138,787.0	69,393.5		
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	125,730.0	62,865.0	145,669.0	72,834.5		
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	131,670.0	65,835.0	152,551.0	76,275.5		
50	1,390,000	1,355,000		137,610.0	68,805.0	159,433.0	79,716.5		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.90%)に介護保険料率(1.57%)が加わります。

◆等級欄の( )内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。

34(31)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「605,000円以上」と読み替えてください。

◆平成30年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、280,000円です。

- 被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合
  - ①事業主が、給付から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
  - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
- (注) ①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。
- 納入告知書の保険料額
  - 納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。
- 賞与にかかる保険料額
  - 賞与にかかる保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。
  - また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は年間150万円となります。
- 子ども・子育て拠出金
  - 事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくこととなります。(被保険者の負担はありません。)
  - この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.23%)を乗じて得た額の総額となります。